

○駿河台大学司書教諭資格取得に関する規程

平成16年 4月 1日制 定
平成21年 4月 1日最近改正

(目 的)

第1条 この規程は、駿河台大学学則第39条第9項に基づき、司書教諭資格を取得するために必要な事項を定める。

(基礎資格・修得すべき授業科目と単位)

第2条 司書教諭資格を取得しようとする者は、教育職員免許状を有する者あるいは教育職員免許状取得見込の者で、かつ、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

区分	学校図書館司書教諭講習 規程に定める科目	本学における科目		
		科目名	単位数	学年
必 修 科 目	学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	2	2～4
	学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2	3・4 〔2～4〕
	学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2	2～4
	読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2	2～4
	情報メディアの活用	情報メディアの活用	2	3・4 〔2～4〕

[]…2005年度以前入学生適用

(司書教諭課程履修費)

第3条 司書教諭課程を履修する者は、司書教諭課程履修費を予め納付しなければならない。

2 前項の司書教諭課程履修費の納付については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正。

平成21年4月1日一部改正。